

【里川・水産振興課】

意見等	事業者見解	委員意見	審査会意見事務局案
<p>40haにも及ぶ広大な土地開発行為であり、造成時の濁水の継続により、水生生物が壊滅的な影響を受ける可能性がある。特に冬季に伏流性の礫底に潜って越冬するアジメドジョウ（絶滅危惧II類）については泥の堆積による目詰まりで死亡するおそれがある。提示された方法書では、長期的な濁水が現地の水生生物に及ぼす影響について具体的な調査手法、予測手法、評価手法が示されていない。</p>	<p>準備書での現地調査結果をもとにアジメドジョウへの影響について予測評価します。その結果、保全対策が必要な場合には準備書において必要な対策を検討します。</p>	<p>アジメドジョウやカジカだけでなく底生魚に関してはこの意見の通り深刻な状況にあり、しっかりとした生息状況の調査が大切です。関連地域の河川におけるアジメドジョウ等の生息状況については、採集している漁業者の聞き取り等も含めて、調査を行う必要があります。【小椋委員】</p>	<p>長期的な造成工事等に伴う、周辺河川における流量の変化や土砂等の流入により、アジメドジョウ、カジカ等をはじめとする希少な魚類の生息環境が損なわれる可能性を考慮して、調査、予測及び評価を適切に行うこと。 また、調査に当たっては、地域住民等へヒアリングを実施する等、生息状況を十分に確認すること。</p>
<p>水生生物の生息環境として維持することが望ましい水質として水産用水基準が示されているので、水生生物への影響評価に際し参考とすべきである。 ※法的拘束力はないが、同じく法的拘束力がない農業用水基準も参考とされている。</p>	<p>ご指摘のとおり、「水生生物の保全に係る環境基準」、「農業用水基準」等とも比較し、評価するようにいたします。</p>	<p>—</p>	<p>審査会意見（案） I 総括的事項7と同じ</p>